

様式 1

合法木材供給事業者認定申請書

平成 年 月 日

福島県木材協同組合連合会長 様

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

県木連の認定を得て木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第三の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 : 創業 年、従業員 人
- 2 取り扱う木材・木材製品 : 主要品目
の主要品目、年間数量 年間取扱数量 m³ (または該当単位)
- 3 事業所の敷地、建物及び施設 : 別添 1 のとおり (注①)
(土場、倉庫等) の配置状況
- 4 分別管理及び書類管理の方針 : 別添 2 のとおり
- 5 その他 (注②)

(注) ①配置図はA4判として、「分別管理場所」を明記してください。

②その他には、取得資格 (ISO、JAS等) があれば記入してください。

(別表1)

合法木材供給事業者認定にかかる経費

区 分	会 員	会 員 外
認定手数料 (注)	5,000円	10,000円
維持費(3年間)	5,000円	30,000円
合 計	10,000円	40,000円

(注) 認定手数料は書類審査のみの場合です。現地審査が必要な場合は別途実費が必要です。

様式2

合法木材供給事業者認定推薦書

平成 年 月 日

福島県木材協同組合連合会長 様

(推薦者)

協同組合の所在地：

協同組合の名称：

代表者の氏名：

月 日付 により県木連に提出された下記申請者については記述内容は事実に基づいて記述されているものと認められますので、県木連の「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」に基づき適切に審査が行われるよう、お願いいたします。

記

(申請者)


- 1 事業者の所在地：
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：

様式 3

合法木材供給事業者認定書

平成 年 月 日

様

福島県木材協同組合連合会長 

平成 年 月 日付で申請のありました合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定申請について、県木連の事業者認定実施要領に基づき下記のとおり認定します。

記

- 1 認定番号 : 福島県木連 第〇〇〇号 (認定順)
- 2 事業者の所在地 :
- 3 事業者の名称 :
- 4 代表者の氏名 :
- 5 認定の有効期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は様式 7 により届出下さい。

様式 4

木材・木製品の合法性・持続可能性証明書

平成 年 月 日

様

認定番号 :

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

印

下記の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

記

1 樹 種 :

2 品 目 : (注③)

3 数 量 : (注④)

(注)

- ①本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報（認定番号、合法木材である等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ②上記は合法性、持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述を省略して下さい。
- ③丸太, 製材, 合板, 集成材等を記述して下さい。
- ④商取引上の単位、(m³、本、kg、枚など)を記述して下さい。

平成 年 月 日

福島県木材協同組合連合会長 様

認定番号 :
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :



合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第八により、下記のとおり合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績を報告します。

記

- 1 期 間 : 平成 年 4 月 1 日 ~ 平成 年 3 月 3 1 日
- 2 木材・木製品の取扱量（総数）：

原木（原料）入荷量	m ³
製品出荷量	m ³
- 3 うち合法性・持続可能性の証明されたもの：

原木（原料）入荷量	m ³
製品出荷量	m ³
- 4 備 考 : (注②)

(注) ①上記は合法性、持続可能性が証明された木材・木製品の実績を報告する場合の例であり、合法性のみの場合は持続可能性に係る記述は省略して下さい。


②原木（原料）入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

様式 6

合法木材供給事業者認定取消通知書

平成 年 月 日

様

福島県木材協同組合連合会長 

貴事業体については平成 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、
合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定要領第十の規定により、 年 月 日
付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地 :
- 5 取消しの事由 :

様式7

合法木材供給事業者認定事項変更届

平成 年 月 日

福島県木材協同組合連合会長 様

認定番号 :

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :



合法木材供給事業者認定事項に下記のとおり変更があったので、届出いたします。

記

変更事項	変更内容
事業者の所在地	(新)
	(旧)
事業者の名称	(新)
	(旧)
代表者の氏名	(新)
	(旧)

※ 変更のあった事項のみ記入してください。

(別添2)

分別管理及び書類管理方針書

事業者の名称

平成 年 月 日作成

本方針書は、県木連が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成18年5月24日）」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、 を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法材であるかそれ以外の木材であるかを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製材加工に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないよう加工する。
- ・ 製材品の出荷に当たっては、合法木材であることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、合法木材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。